

## 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

### 8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成26年7月31日までの有効期限となっています。

8月1日から使用できる被保険者証（みず色）の有効期限は、平成27年7月31日までの1年間となっております。7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で、お受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に受診される時は、新しい被保険者証（みず色）を医療機関の窓口で提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証（みず色）が届かない場合は、住民課窓口（後期高齢者医療係）へお問い合わせください。

### 被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者が市町村民税の課税所得が145万円以上（※1）である「現役並み所得者」は、3割となります。

ただし、市町村民税課税の所得が145万円以上であっても、以下の表に該当する人は、住民課窓口（後期高齢者医療係）に申請すれば1割の自己負担割合となります。（表1、表2、表3）

【表1 同一世帯に被保険者が本人のみの場合】

被保険者の課税標準額	被保険者の収入額	負担割合
145万円未満	—	1割
145万円以上	383万円未満	3割（申請により1割）
	383万円以上	3割

【表2 同一世帯に被保険者が本人のみで、かつ、同一世帯に70歳から74歳の人がある場合】

被保険者の課税標準額	被保険者および70歳から74歳の人の合計収入額	負担割合
145万円未満	—	1割
145万円以上	520万円未満	3割（申請により1割）
	520万円以上	3割

【表3 同一世帯に被保険者が二人以上の場合】

被保険者の課税標準額	被保険者の合計収入額	負担割合
145万円未満	—	1割
145万円以上（※2）	520万円未満	3割（申請により1割）
	520万円以上	3割

※1 市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保険者の市町村民税の課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満となる時は、1割の自己負担割合となります（この場合の申請は不要です）。

※2 同じ世帯に一人でも課税標準額が、145万円以上の被保険者がいれば、この人と同じ世帯に属する被保険者は、すべて現役並み所得者（負担割合が3割）になります。

## 入院、高額な外来診療を受けている、世帯全員が市町村民税非課税の被保険者

### 限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額認定証」といいます。）の有効期限は、平成26年7月31日になっています。

減額認定証をすでにお持ちの人で、平成26年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証とは

世帯全員が市町村民税非課税の人が入院、または高額な外来診療を受ける際に、減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。（表4）新たに減額認定証の交付を希望する場合は、住民課窓口での申請手続きが必要になります。

### 申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証・印鑑

その他（非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが、必要になる場合があります）

【表4 自己負担限度額】

負担区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者（注1）	44,400円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% （過去12か月以内に高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降は、44,400円）
一般（注1）	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

（注1）負担区分が、現役並み所得者と一般に該当する人は、認定証は発行されません。

▶問合せ先 住民課 ☎932-1467（ダイヤルイン） ☎932-1151（内線115）  
福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111